

**今回の時短要請および緊急事態宣言で  
新たに追加された市内事業所向けの  
主な支援策について**

**2021年5月17日**

**平尾商工連合会**

# 今回の時短要請（4/22～）および緊急事態宣言下（5/12～）で 受けられる福岡市内の事業所向けの主な支援策

2021年5月17日  
現在

## ①休業・時短要請に応じた施設に対する協力金（福岡県感染拡大防止協力金）

概要	福岡県による要請に応じて、対象期間の全てで休業・営業時間短縮を行なった市内の飲食店等に対して、これまでの店舗の売上高に応じた協力金を、要請に応じた日数分支給します。
支援対象	・店内で飲食、または喫茶を提供することを主とする事業者 ※【第7期】より、要件を満たすカラオケ店、結婚式場を追加
対象期間	【第5期】2021年4月22日（木）～5月5日（水）の <b>14日間</b> 【第6期】2021年5月6日（木）～5月11日（火）の <b>6日間</b> 【第7期】2021年5月12日（水）～5月31日（月）の <b>20日間</b>
支援金額	店舗の売上高に応じて <b>2万5千円～10万円</b> を要請に応じた日数分
申請期間・方法	【第5期・第6期】2021年5月20日（木）～6月30日（水） 【第7期】2021年6月1日（火）～6月30日（水） ⇒申請受付はオンライン、および郵送を予定

# 今回の時短要請（4/22～）および緊急事態宣言下（5/12～）で 受けられる福岡市内の事業所向けの主な支援策

2021年5月17日  
現在

## ②休業要請に応じた飲食店等に対する家賃支援

概要	福岡県からの休業要請（5月12日～5月31日）の対象となる飲食店等が、当該要請に協力し、店内での飲食営業を休業した場合に、店舗等の賃料1カ月分の4/5（上限50万円）を支援します。
支援対象	福岡市内の休業要請対象施設の法人、または個人事業主
対象期間	2021年5月12日（水）～5月31日（月）まで
支援金額	<b>賃料1カ月分の4/5（上限50万円）</b>
主な支援の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象期間中の全ての期間で休業していること（テイクアウトは可）</li><li>・これまで20時以降も営業していたこと</li><li>・これまで酒類またはカラオケ設備を提供していたこと</li></ul>
申請期間・方法	2021年6月上旬から申請受付を開始予定 ⇒申請受付後、6月下旬から順次支給予定

# 今回の時短要請（4/22～）および緊急事態宣言下（5/12～）で 受けられる福岡市内の事業所向けの主な支援策

2021年5月17日  
現在

## ③地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

概要	テイクアウトを実施する地域の飲食店を対象に、テイクアウト商品に割引などの特典を付けて販売いただく店舗を募集し、10万円を支給するとともに、当該店舗情報をホームページ等で広報します。
支援対象	福岡市内に店舗を有する中小企業・個人営業の飲食店で、テイクアウトを実施している、もしくは新たに実施しようとする飲食店
対象期間	2021年5月6日（木）～6月5日（土）まで
支援金額	<b>10万円</b> （認定後、5月下旬から随時支給）
主な支援の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象期間中に10日以上の特典を受け付けること</li><li>・テイクアウト商品の割引、クーポン提供、おまけの提供等を行うこと</li><li>・適切な感染症対策を講じていること</li></ul>
申請期間・方法	2021年5月22日（土）～6月5日（土）までの予定 ⇒福岡市の専用フォームからオンライン申請、または郵送で申請

# 今回の時短要請（4/22～）および緊急事態宣言下（5/12～）で 受けられる福岡市内の事業所向けの主な支援策

2021年5月17日  
現在

## ④売上が減少した事業者への一時支援金（第2期）

概要	飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け、売上が減少した事業者のうち、国の『月次支援金』や県の『協力金』の支払対象とならない事業者を対象に、福岡市が一時支援金を支給します。
支援対象	①国の一時金の対象業種であり、5月の売上が30%以上50%未満減少したこと ②国の一時金の対象業種でなく、5月の売上が50%以上減少したこと
比較対象期間	本年5月の売上と、2020年5月または2019年5月の売上
支援金額	<b>（法人）上限20万円・（個人事業者）上限10万円</b>
スケジュール	申請受付：6月中旬～ 支給開始：6月下旬

### 【参考】売上が減少した事業者への一時支援金（第1期）について

- ・第1期については、現在も申請を受付中です（申請締切：6月14日）。申請はお早めに！
- ・支援対象は、第2期と同様です。
- ・支援金額は、**（法人）上限15万円、（個人事業者）上限10万円**です。

以下の表の通り、お店の業態や休業・時短要請への対応によって、受けられる支援策が異なります。ご確認ください！

2021年5月17日  
現在

業種・業態		要請後の対応	①	②	③	④売上減少一時金（第2期）			
			協力金	家賃	テイクアウト	50%以上	30～50%	30%未満	
飲食店	通常の営業時間 20時超の店舗 【要請対象】	完全休業	○	○	×	×	×	×	
		休業・テイクアウト	○	○	○	×	×	×	
		酒なし時短営業	○	△ ※1	(○) ※2	×	×	×	
	通常の営業時間 20時までの店舗	酒あり 【要請対象】	完全休業	○	○	×	×	×	×
			休業・テイクアウト	○	○	○	×	×	×
		酒なし	酒なし営業	×	×	(○) ※2	Ⓐ ※3	Ⓑ ※3	×
			通常営業	×	×	(○) ※2	Ⓐ ※3	Ⓑ ※3	×
飲食店を除く すべての事業者		国の支援の対象	×	×	×	Ⓐ ※3	Ⓑ ※3	×	
		酒類販売事業者	×	×	×	Ⓒ ※3	Ⓑ ※3	×	
		国の支援の対象外	×	×	×	Ⓑ ※3	×	×	

(※1) 県による家賃加算あり (※2) テイクアウトを実施する場合は支援あり  
(※3) Ⓐ：国による支援 Ⓑ：市による支援 Ⓒ：国・県による支援

# 各支援策に関する問い合わせ先

2021年5月17日  
現在

## ①休業・時短要請に応じた施設に対する協力金（福岡県感染拡大防止協力金）

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター  
0120-567-918（9時～17時）

## ②休業要請に応じた飲食店等に対する家賃支援

福岡市飲食店支援事務局（10時～18時：平日のみ）  
090-8403-7300、または、080-8574-9289

## ③地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

福岡市飲食店支援事務局（10時～18時：平日のみ）  
090-8403-7300、または、080-8574-9289

## ④売上が減少した事業者への一時支援金

福岡市売上が減少した事業者への支援事務局  
092-286-7137（9時～17時：平日のみ）